

## いこいの家の利活用について

いこいの家では、これまでの利用実績や、施設の築年数、管理運営コスト、区民の要望、及び利便性の向上を踏まえつつ、用途変更における考え方を大きく 4 点にまとめた。

- (1) 団塊世代が 75 歳以上となる令和 7 年に向けて介護予防施策の充実を図るための施設に転用し、介護予防やフレイル予防、健康づくり事業等の活動拠点とする
- (2) 他施設の受入先等として転用することで、地域要望等を反映しつつ、施設の適正配置を図る
- (3) 地域センターや区民集会所の施設として転用することで、地域住民相互の交流を促進し、地域振興に関する支援の充実を図る
- (4) 売却等を含め資産活用を図る

No.	いこいの家	併設施設	転用 類型	転用後の活用	築年
1	板 橋	・板橋区老人クラブ連合会事務所	(1)	・介護予防優先施設とする ※板橋区老人クラブ連合会事務所は存続	H 2
2	蓮 根	・蓮根三丁目アパート	(1)	・介護予防優先施設とする	S53
3	桜 川		(1) (2)	・介護予防優先施設とする ・桜川地域包括支援センターの受入施設とする	S49
4	前 野	・前野地域センター ・エコポリスセンター	(1) (3)	・介護予防優先施設とする ・その他は前野地域センター貸室として活用する	H 7
5	大 和	・大 和 集 会 所	(2)	・富士見地域包括支援センターの受入施設とする ※大和集会所は存続	S58
6	清 水	・清水地域センター ・清水地域包括支援センター ・ 清 水 図 書 館	(2)	・ケアルーム赤塚の受入施設とする ※清水地域包括支援センターは存続	H21
7	舟 渡	・企業活性化センター	(2)	・産業支援施設として活用を図る	H14
8	中 丸	・熊野地域包括支援センター	(3)	・中丸児童遊園内集会所の受入施設とする ※熊野地域包括支援センターは存続	H 6
9	なります	・なります児童館 ・成増三丁目集会所	(3)	・併設する成増三丁目集会所の貸室とする ※なります児童館は存続	S56
10	仲 宿	・シルバー人材センター木工クラブ	(3)	・併設する仲宿集会所の貸室とする ※シルバー人材センター木工クラブは存続	H 3
11	西 台	・西台二丁目集会所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※西台二丁目集会所は廃止	H 3
12	東 新	・ 東 新 集 会 所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※東新集会所は常盤台区民事務所へ移転	S57
13	赤 塚	・板橋区シルバー人材センター 生活支援サービス事業所 (ケアルーム赤塚)	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※介護予防優先施設は赤塚健康福祉センターに設置 ※ケアルーム赤塚は清水いこいの家に移転	S63